

募集

「犯罪被害者等の支援について」 ～出前講座～

三重県では2019年4月1日に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族がさまざまな被害から立ち直り、早期に平穏な生活を営むことができるようになるための取組（「三重県犯罪被害者等見舞金制度」等）や活動を行っているところです。『犯罪被害にあわれた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現』には、多くの機関、団体等の皆様に、支援の必要性等について正しく理解していただくことが重要であると考えています。

社会全体で支援するための必要な取組や活動等について、県職員が出前講座を実施いたしますので、どうぞご利用ください。

● 講座の目的

犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）が置かれている状況、支援の必要性等について理解を深めていただき、二次被害の防止を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的としています。

● 講座の対象

講座の目的についてご理解・ご協力をいただける各機関・団体による概ね5名以上の会合や集会を対象とします。

（例）事業者

各市・町の犯罪被害者等支援従事者
学校（児童、生徒等）等

● 費用

無料です。

● 申込手続き

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ、下記までファックス又は郵送等により、お申込みください。

（記入内容を電話、Eメール等でお知らせいただいても受付いたします。）

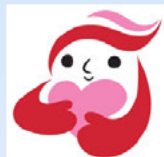
～ひとりじゃないと思える三重をめざして～

住所：〒514-8570 津市広明町13番地

三重県環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班

電話：059-224-2664 FAX：059-224-3069

E-メール：anzen@pref.mie.lg.jp



警察庁犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」